

嘉島町一般競争入札等事務手続処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、嘉島町（以下「町」という）が発注する建設工事に係る一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札については、町が発注する建設工事で、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上のものを対象とする。

2 条件付一般競争入札については、一般競争入札の対象とならないものを対象とする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

(入札手続の種類)

第3条 入札手続は、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）のほか、入札において最低の価格を提示した者（最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者又は低入札価格調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。以下「落札候補者」という。）について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）によるものとする。

2 条件付一般競争入札を行う場合においては、原則として、事後審査型により行うものとする。ただし、議会の議決を要する契約を締結しようとする場合や建設工事共同企業体であることを競争参加資格として設定する場合など入札前に競争参加資格を確認する必要があると認められる場合には、事前審査型により行うものとする。

(入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、次のとおり行う。

(1) 第2条第1項の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、特例政令第6条及び嘉島町財務規則（平成14年嘉島町規則第14号）第67条の規定に基づき公告を行うほか、嘉島町ホームページにより行うものとする。

(2) 第1号の規定による入札に係る公告（以下「入札公告」という。）は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 工事名

イ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類（以下「資料」という。）の提出期限

ウ 入札及び開札執行の日時

エ 当該入札に関する事務担当課等の名称

2 条件付一般競争入札の公告は、次のとおり行う。

(1) 第2条第2項の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合は、前項の規定により公告を行うものとする。

(2) 前号の規定による入札公告は、事前審査型の場合は、事前審査型条件付一般競争入札公告及び事前審査型一般競争入札公告共通事項書によるものとする。事後審査型の場合は、事後審査

型条件付一般競争入札公告及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書によるものとする。

(競争参加資格)

第5条 競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。一般競争入札における入札説明書を含む。以下同じ。）において当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が一定の点数以上であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- (4) 対象工事と同種工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (5) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (6) 嘉島町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成11年嘉島町要領第1号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- (7) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、入札参加者資格に係る随時の審査を受けている者であること。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。）。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64

条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記ア又はイと同視し得る資本
関係又は人的関係があると認められる場合

(競争参加資格の決定)

第6条 第5条に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、競争参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

(設計図書の閲覧及び配付の方法)

第7条 設計図書の閲覧及び配付については、対象工事の担当課において閲覧に供し、CD等の貸出しによりデータを配布する。

- 2 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配付を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。
- 3 設計図書の閲覧及び配付の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

(競争参加資格確認申請書及び資料の提出)

第8条 一般競争入札及び条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者に申請書及び資料(競争参加資格を確認するために必要な書類を含む。)の提出を求めるものとする。

- 2 第1項の場合において申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間(嘉島町の休日定める条例(平成4年嘉島町条例第15号)第1条に規定する嘉島町の休日並びに7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日及び1月4日(以下「休日等」という。)を含まない。)とする。ただし、事後審査型にあつては、原則として、開札日(落札候補通知を受けた日)の翌日から起算して2日間(休日等を含まない)とする。
- 3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出は、対象工事の担当課の指定する場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)させるものとする。
- 5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに町長が競争参加資格のないと認めた者は、事前審査型にあつては当該競争入札に参加することができないものとし、事後審査型にあつては落札決定しないものとする。
- 6 第1項から第5項までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
 - (1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。
 - (2) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - (4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
 - (5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
 - (6) 申請書及び資料に関する問合わせ先
 - (7) その他必要と認める事項

(資料の内容)

第9条 資料の内容は、第1号及び第2号とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。なお、第1号の同種工事の施工実績及び第2号の配置予定技術者の同種工事の施工経験に

については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載することができるものとし、第2号の配置予定技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

- (1) 同種工事の施工実績を記載した書面
第5条第4号に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績
 - (2) 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載した書面
第5条第5号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験
- 2 必要があると認めるときは、第1項に加えて、第1項に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

- 第10条 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 2 第1項の確認は、競争参加資格審査会の審査を経て行うものとする。
 - 3 第5条第4号の同種工事の施工実績及び第5条第5号の配置予定技術者の同種工事の施工経験の確認を行うに当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 一般競争入札においては、効力を有する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を適用している国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとする。
 - (2) 条件付一般競争入札においては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもちて行うものとし、詳細は、入札公告において明らかにするものとする。
 - 4 第5条第5号に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。
 - 5 事前審査型にあつては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。事後審査型にあつては、原則として5日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し通知するものとする。
 - 6 第5項の通知は、事前審査型においては様式第1号、事後審査型において、落札者の決定について通知する場合は様式第2号により、競争参加資格がないことについて通知する場合は様式第3号により、行うものとする。
 - 7 第5項の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
 - 8 第1項及び第3項から第5項に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

- 第11条 競争参加資格がないと認められた者は、第10条第5項の通知の日の翌日から起算して一般競争入札については7日、条件付一般競争入札については5日（それぞれ休日等を含まない。）以内に、町長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 第2項の書面の提出場所は、対象工事の担当課とする。
- 4 第1項の説明を求められたときは、原則として、第1項の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、一般競争入札については10日、条件付一般競争入札については7日以内に、説明を求めた者に対し、様式第4号により回答するものとする。
- 5 第4項の回答内容を、競争参加資格審査を行った競争参加資格審査会に報告するものとする。
- 6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第10条第5項の通知を取り消し、第4項の回答と併せて様式第1号又は様式第2号により競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- 7 第6項の通知を行う場合においては、競争参加資格審査会の審査を経るものとする。
- 8 第1項から第4項までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問)

- 第12条 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を嘉島町のホームページにより閲覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告を行った日から開札日の6日前(休日等を含まない。)までとする。
 - 3 質問書の提出は、対象工事の担当課に持参、又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、電送によるものは受け付けないものとする。
 - 4 質問に対する回答書は様式第5号により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受領した日の翌日から起算して2日後(休日等を含まない。)までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。
 - 5 第1項から第4項までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

- 第13条 入札保証金は、免除するものとする。
- 2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、町長が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
 - 3 第1項及び第2項に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札及び開札の執行)

- 第14条 入札は、原則として、第12条第2項の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して6日後(休日等を含まない。)に執行するものとし、開札は、入札後、入札場所において行うものとする。
- 2 事前審査型の場合においては、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。
 - 3 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。
 - 4 開札は、入札に参加する者又はその代理人を立ち合わせて行うものとするが、入札に参加する者

又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

5 第1項から第4項までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札の取りやめ)

第15条 競争参加資格確認申請書提出期限内に申請者が1者又は入札期限に入札者が1者の場合(以下「1者入札」という。)は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行い、設計書及び仕様書、入札参加資格要件等を確認のうえ、審査会の審査を経て再度の公告・入札を行う。

なお、2以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が1者となったとき又は競争参加資格確認後に結果として入札者が1者となったときは、この限りでない。

おって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ審査会の審査を経て、1者入札の場合でも入札を取りやめないことができるものとする。

- (1) 特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき
- (2) 再度の公告・入札で1者入札となったとき

(入札の無効)

第16条 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び町長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札の時において第5条に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定方法)

第17条 事後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とする。

- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除きくじにより落札候補者を決定する。
- 4 落札候補者は、第5条に掲げる競争参加資格を満たさなくなったときは、その旨を申し出なければならないものとする。また、競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 5 第1項から第4項までに掲げる事項を共通事項書により明らかにするものとする。

(対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材)

第18条 一般競争入札の対象工事については、対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材を、公告において明らかにするものとする。

(落札者等の公示)

第19条 一般競争入札の対象工事について落札者を決定したときは、落札者等を公示するものとする。

(その他)

- 第20条 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合その他入札手續において不正又は不誠実な行為を行った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
 - 3 対象工事の担当課は、落札者が第9条1項第2号の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

嘉島町長

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった 工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格の有無 有・無
- 6 入札に当たっての注意事項【競争参加資格有りの場合】
 - (1) 嘉島町競争契約入札心得その他関係規定を承知のうえ、入札してください。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記入してください。
 - (3) 入札に際しては入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
 - (4) 入札時に必ずこの通知書の写しを持参してください。
 - (5) その他、注意事項を承知のうえ、入札してください。
- 7 競争参加資格がないと認めた理由【競争参加資格無しの場合】

なお、町長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに嘉島町 課へその旨を記載した書面を提出してください。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

嘉島町長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に実施した入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 落札者
- 5 落札金額

円（消費税及び地方消費税相当額含む）

(様式第3号)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

嘉島町長

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった 工事に係る競争参加資格について、下記の理由により
競争参加資格が認められなかったので通知します。

記

- 1 開札日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格がないと認めた理由

なお、町長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに嘉島町 課へその旨を記載した書面を提出
してください。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

嘉島町長

通知書

年 月 日に提出のあった 年度第 号
下記のとおり回答します。

工事に係る請求について、

記

- 1 通知した競争参加資格がないと認めた理由
- 2 競争参加資格がないと認めた理由の説明

担当課：
電話番号：

